

令和5年度「スポーツDX促進事業(スポーツ団体の収益拡大に向けたDX促進実証事業)」に係る企画競争募集要領

令和5年4月28日

経済産業省

商務サービスグループ

サービス政策課スポーツ産業室

経済産業省では、令和5年度「スポーツDX促進事業(スポーツ団体の収益拡大に向けたDX推進実証事業)」を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

なお、これまでの委託契約に係るルールを一部改正し、令和3年1月8日(金)より運用を開始しています。「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を承知の上で応募してください。

1. 事業の目的(概要)

我が国のスポーツ産業は、これまでチケット収入や広告費収入を主な収益源とするビジネスモデルが主流となっており、近年の新型コロナウイルス感染症の蔓延による興行の制限など、様々な制約を受けたこともあり大幅に収益が落ちこみました。他方、欧米のスポーツ産業では、コロナ禍においてもWeb3.0技術等をはじめ、データやデジタル技術を活用した新しいサービスを展開し、ビジネスモデルを変革することで収益拡大につなげている事例も見られています。そういったリーグと日本を比較すると、放映権・広告料などの収益力でその差が大きく広がっていることが分かっています。この背景には、各国の文化的背景や経済事情、競技力の違いなど様々な要因があると言われていますが、スポーツ産業においてもDXによる変革が起こっている中、そのDXによる事業環境変化への対応の在り方も見過ごせない要因と考えられます。

そのような中、我が国においてもスポーツDXでのサービスが展開されるビジネス環境を整備することを目的に、スポーツクラブやリーグ、団体等において、こうしたデータやデジタル技術を積極的に活用した形での新たなサービスを創出・普及展開していくための課題を明確化し、対処するための実証事業を実施します。

そのため、事業の提案に当たっては、以下の実施内容を参照してください。採択件数や予算規模については、応募状況により、変更することがあります。

2. 事業内容

(1) 対象及び内容

デジタル技術を活用し、スポーツコンテンツホルダーの収益拡大を目指すにあたっての課題を解決するための取組であって、既存のビジネスモデルにはない以下のいずれかの取組を対象とする。

- ① データやデジタル技術を活用し、試合日における収益拡大に資する取組(チケット収入の拡大、スタジアム・アリーナ内での顧客単価向上等)
- ② 新たな収益源となりうるデータやデジタル技術を活用した新たなサービスの創出・普及展開に資する取組(NFTやファントークンなどのブロックチェーン技術を活用した新たなサービス等)

なお、本事業では、以下のいずれかの効果が高い事業を優先的に採択とします。

a 波及性

- ・実証後、ある一部のスポーツクラブのみならず、様々なスポーツあるいはスポーツクラブにおいても横展開が期待できる取組であること。
- ・次年度以降の事業化に向けて具体的な取組予定が示されていること。

b 先進性

- ・これまで日本国内の各スポーツクラブ等においてサービス展開事例が少ない新規性の高い取組であること。

応募に当たっての留意事項

※スポーツリーグ・クラブ等以外が当該事業に提案する場合は、必ずスポーツリーグ・クラブ等と連携して事業を行うこと。

※国が行う他の補助事業等との併用は認められない。

※必ずしも WEB3.0 技術を活用した取組に限定しない。

※既存サービスの単なる横展開に係る取組は対象外とする。

(2) 検討会等の実施

実証事業において、より効果的な実証を行うことを目的とし、外部有識者等からなる有識者検討会を実証期間中に実施すること。なお、必ずしも会議形式である必要はなく、実証期間中に第三者のレビューを随時受けられる体制が確保されていればよい。

(3) 成果報告書の作成

(1) の実証内容における意見等を踏まえ、成果報告書を作成すること。

(ワード形式、パワーポイント形式のどちらの形式でも可)

※成果報告書には、提案したサービスが広く横展開されるにあたっての課題や方策を記載する。

※成果報告書は原則公開。なお、経済産業省と協議の上、非開示とすべき部分については、必要に応じて削除等の処置を行った報告書も作成すること

3. 事業実施期間

契約締結日～令和6年3月8日(金)

4. 応募資格

応募資格：次の要件を満たす企業・団体等とします。

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とします。

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑤経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではな

いこと。

⑥過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が事業提案書を提出して下さい。(ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。)

5. 契約の要件

(1) 契約形態：委託契約

(2) 採択件数：3件程度

(3) 予算規模：1件あたり30,000,000円を上限とします。なお、最終的な実施内容、契約金額については、経済産業省と調整した上で決定することとします。

(4) 成果物の納入：事業報告書の電子媒体1部を経済産業省に納入。

※ 電子媒体を納入する際、経済産業省が指定するファイル形式に加え、透明テキストファイル付PDFファイルに変換した電子媒体も併せて納入。

(5) 委託金の支払時期：委託金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。※本事業に充てられる自己資金等の状況次第では、事業終了前の支払い(概算払)も可能ですので、希望する場合は個別にご相談ください。

(6) 支払額の確定方法：事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

6. 応募手続き

(1) 募集期間

募集開始日：令和5年4月28日(金)

締切日：令和5年5月30日(火) 12時必着

(2) 説明会の開催

以下日時に「Microsoft Teams」を用いて行うので、11. 問い合わせへ連絡先(社名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス)を令和5年5月9日(火) 17時00分までに登録してください。(事前にテスト連絡をさせていただく場合があります。)

「Microsoft Teams」が利用できない場合は、概要を共有させていただきますので、その旨を連絡していただくとともに連絡先を登録してください。

令和5年5月10日(水) 11時00分

(3) 応募書類

① 以下の書類を(4)により提出してください。

・申請書(様式1)

- ・企画提案書（様式 2）
 - ・申請法人概要表（様式 3）
 - ・情報取扱者名簿及び情報管理体制図（様式 4）
 - ・会社概要等が確認できる資料（パンフレット等）
 - ・競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一）の写し又は直近の財務諸表
- ② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。
なお、応募書類は返却しません。
- ③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。
- ④ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

（4）応募書類の提出先

応募書類はメールにより 10. 記載の E-mail アドレスに提出してください。

※資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

7. 審査・採択について

（1）審査方法

採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施します。

（2）審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

【必須評価項目】

- ① 4. の応募資格を満たしているか。
- ② 提案内容が、1. 本事業の目的に合致しているか。
- ③ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
 - ・ 実施する事業を行うにあたっての障壁となっている課題が明確に定義されているか。
 - ・ 事業終了後に適切に効果測定ができるように、適切な達成目標が設定されているか。
 - ・ 実施内容を遂行でき、達成目標を満たすことができる実施方法がとられているか。
 - ・ 実施期間内で事業が完了するかなど、実施スケジュールが現実的かつ具体的か。
 - ・ 実際の実証を行うにあたって、外部との連携が必要な事業については、事業期間内に確実に実施できる体制が確保されているか。
- ④ 事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
 - ・ 事業終了後に横展開につながる道筋が示されているか。
 - ・ 次年度以降の事業化に向けた具体的な取組予定が示されているか。

- ⑤本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- ⑥本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑦コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。
- ⑧適切な情報管理体制が確保されているか。また、情報取扱者以外の者が、情報に接することがないか。
- ⑨事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）を行っていないか。
- ⑩事業費総額に対する再委託費の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。

【加点評価項目】

- ⑪ワーク・ライフ・バランス等推進企業であるか

(3) 採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、経済産業省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

8. 契約について

採択された申請者について、国と提案者との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめ御承知おきください。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますのでご了承ください。

契約条項は、基本的には以下の内容となります。

○コンテンツバイ・ドール条項入り概算契約書

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/r5con-bayhdole-1_format.pdf

また、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html

なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

9. 経費の計上

(1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。＜事業の性質に応じて不要な経費があれば、下記から適宜削除すること＞

経費項目	内容

I. 人件費	事業に従事する者の作業時間に対する人件費
II. 事業費	
旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
会場費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等）
備品費	事業を行うために必要な物品（ただし、1年以上継続して使用できるもの）の購入、製造に必要な経費
（借料及び損料）	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの。）の購入に要する経費
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助職員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例） 通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等） 光熱水料（電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合） 設備の修繕・保守費 翻訳通訳、速記費用 文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等
III. 再委託・外注費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者等に再委託するために必要な経費 ※改正前の委託事業事務処理マニュアルにおける経費項目である「外注費」と「再委託費」のことを言う。
IV. 一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費

(2) 直接経費として計上できない経費

- ・建物等施設に関する経費

- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・その他事業に関係ない経費

10. その他

- (1) 事業終了後、提出された実績報告書に基づき、原則、現地調査を行い、支払額を確定します。支払額は、委託契約額の範囲内で、事業に要した費用の合計となります。調査の際には、全ての費用を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。当該費用は、厳格に審査し、事業に必要と認められない経費等については、支払額の対象外となる可能性もあります。
- (2) これまでの委託契約に係るルールを一部改正し、令和3年1月8日（金）より運用を開始しています。「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を承知の上で応募してください。

【主な改正点】

① 再委託、外注に関する体制等の確認（提案要求事項の追加等）

- ・事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について再委託を行っていないか。

なお、「委託事業事務処理マニュアル」上で明示している、本事業における再委託を禁止している「事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務」については以下の通り。

【事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務】

- ・事業内容の決定（実施手段・方法、対象者、スケジュール、実施体制等）
- ・再委託・外注先の業務執行管理（再委託・外注内容の決定、進捗状況の管理方法及び確認、成果及び結果のとりまとめ方法等）
- ・報告書の作成（報告書の構成及び作成、再委託・外注先の内容のとりまとめ）
- ・総額に対する再委託の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。
- ・再委託を行う場合、グループ企業との取引であることのみを選定理由とした調達は、原則、認めない（経済性の観点から、相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定すること）。
- ・提案書等において再委託費率が50%を超える理由書を添付した場合には、経済産業省で再委託内容の適切性などを確認し、落札者に対して、契約締結までに履行体制を含め再委託内容の見直しの指示をする場合がある。

なお、本事業については、履行体制によっては再委託費率が高くなる傾向にある事業類型Ⅲ（以下の事業類型Ⅰ～Ⅲ）に該当するものであり、履行体制の適切性についてはこれらを踏まえて判断する。

<事業類型>

- I. 多数の事業者を管理し、その成果を取りまとめる事業
（主に海外法人等を活用した標準化や実証事業の取りまとめ事業）
- II. 現地・現場での作業に要する工数の割合が高い事業

(主に海外の展示会出展支援やシステム開発事業)

Ⅲ. 多数の事業者の協力が必要となるオープン・イノベーション事業

(主に特定分野における専門性が極めて高い事業)

②一般管理費率の算出基礎の見直し

(一般管理費 = (人件費 + 事業費) (再委託・外注費を除く) × 一般管理費率)

(3) 委託費を不正に使用した疑いがある場合には、経済産業省より落札者に対し必要に応じて現地調査等を実施する。また、事業に係る取引先(再委託先、外注(請負)先以降も含む)に対しても、必要に応じ現地調査等を実施するため、あらかじめ落札者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じておくこと。

調査の結果、不正行為が認められたときは、当該委託事業に係る契約の取消を行うとともに、経済産業省から新たな補助金の交付と契約の締結を一定期間(最大36ヵ月)行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表する。

具体的な措置要領は、以下の URL の通り。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

1 1. 問い合わせ先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 商務サービスグループ サービス政策課 スポーツ産業室

担当：遠藤、小栗、森

E-mail : bz1-sports-industry@meti.go.jp

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、お問い合わせの際は、件名(題名)を必ず「スポーツDX促進事業(スポーツ団体の収益拡大に向けたDX推進実証事業)」としてください。他の件名(題名)ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上